

(公印及び契印省略)

総情作第 56 号
令和元年 11 月 15 日

文化庁次長
今里 讓 殿

総務省情報流通行政局長
吉田 真人

同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ

総務省では、ネット同時配信等における迅速かつ円滑な権利処理の在り方について研究するため、平成 30 年 12 月から、有識者及び総務省で構成される「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」（座長 内山 隆 青山学院大学総合文化政策学部教授）を開催している。本年 6 月の「規制改革推進に関する第 5 次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年 6 月 6 日規制改革推進会議決定)において、「同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について(中略)運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方についての必要に応じた見直しを本年度中に行う」とされたことを受け、本勉強会では、既に同時配信を試行的に行っている日本放送協会及び民放在京キー局 5 社から、同時配信等の権利処理手続において発生している課題についてヒアリングしたところである。

これを受け、日本放送協会及び民放在京キー局 5 社が同時配信等の円滑な実施に向けた環境整備のため、改善が必要と考えている課題を別紙のとおり取りまとめた。規制改革推進会議での議論等を踏まえると、同時配信等に係る著作隣接権の取扱いから検討に着手することになると思われるが、文化審議会においてはその取扱いのみならず、上記課題の総合的解決に向けた継続的な検討が必要と考える。

なお、本取りまとめは、次の 2 点を前提として行ったところである。

- ・ 民放各社は「常時同時配信」の実施については判断しておらず、さらに同時配信等の実施については、権利処理上の課題等の議論とは別に、各社が個別に経営判断により決定すべきものである。
- ・ 上記勉強会においては、権利者に支払う使用料等については検討しておらず、従って、本取りまとめで取り上げる課題についても、あくまで放送事業者にとっての手續面での負担という観点からに限定している。このため、権利者に支払うべき使用料等の額や支払いの在り方等については、別の場で検討が必要である。

(別紙)

日本放送協会及び民放在京キー局5社は、視聴者に対して、放送番組の視聴方法の選択肢を広げ、その利便性に資するサービスとして同時配信等を実施するという観点からは、配信に当たり、権利処理ができないためにフタを被せ、あるいは差し替えを行うといった、視聴者サービスの上での品質を低下させる処理は極力行うべきではなく、放送と同等であるべきと考えている。その上で、権利処理上の課題等からやむを得ず部分的にコンテンツの差し替えが発生した場合でも、著作権法上、全体として同時配信等として許容すべきであると考えている。

なお、「同時配信等」の範囲(Simulcasting, Near Simulcasting等)については、視聴者の利便性と視聴機会の拡大等の観点から、柔軟な内容とすることを検討するよう、要望しているところである。すなわち、

- ・ 追っかけ再生等を含めること。
- ・ 同時配信等については放送との地域の同一性は問わないこと。
- ・ CMについては放送においても地域別差し替えを行っていることから、配信における差し替えも容認すべきであること。

といった点に配慮した検討を求めているところである。

その上で、同時配信を試行した実績を踏まえ、同時配信等を円滑に実施するためには、個別の課題のみの解決を前提としたものではなく、以下の(1)から(5)をはじめとした全ての課題(参考資料:同時配信等に係る権利処理の実務上の課題【NHK/民放在京キー局5社】)への対応と改善が不可欠であると考えている。

(1) 放送とは別個に配信の許諾を得ることに伴う手続的な負担の解消

- ① 権利者団体との交渉によって、ある程度の手続と時間の効率化が可能であるが、アウトサイダーとの権利処理が課題となり、時間的に権利処理が間に合わなくなる分野
 - ・ 文芸(原作、脚本)
 - ・ 音楽(詞・曲)
 - ・ レコード(原盤・実演)
 - ・ 映像実演
- ② 基本的に個別交渉となるため、時間の効率化が困難な分野で生放送等に重大な欠損を招きかねない領域
 - ・ 借用素材(スポーツ・報道・映画等の映像、写真、イラスト、美術等)
 - ・ 部分利用

- (2) レコード（原盤・実演）について、(1) ①に加え、海外原盤の権利処理が不可能であるという課題の解決
- (3) 再放送番組の配信について、放送に不要な許諾が配信に必要となることに伴う手続の困難さの解消（特に不明権利者の搜索に要する時間）
- (4) 権利制限規定について、放送のみに適用されることに伴う手続の困難さの解消
 - ・ 営利を目的としない公の伝達（著作権法（昭和45年法律第48号）第38条第3項）
 - ・ 政治上の演説等の利用（同法第40条第2項）（例：国会審議の同時配信） 等
- (5) その他運用上の課題として解決が必要なもの
 - ・ レコード会社がレコードの実演家と取り交わす専属実演家契約に伴う、アーティスト出演シーンにおける専属解放要求の解消
 - ・ 中継権／放送権（スポーツ・音楽イベント等／映画・外国ドラマ）